六　調査の対象となる事項の概要

(一)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

イ　調査対象貨物の正常価格（法第八条第一項に規定する正常価格をいう。以下同じ。）

ロ　調査対象貨物の本邦向け輸出価格

ハ　調査対象貨物の正常価格と本邦向け輸出価格との差額（以下「不当廉売差額」という。）

ニ　その他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項

(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

イ　不当廉売された調査対象貨物の輸入量

ロ　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の当該調査対象貨物と同種の貨物の価格に及ぼす影響

ハ　不当廉売された調査対象貨物の輸入が当該調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響

ニ　その他不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項

七　申請者の主張の概要

(一)　申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事実

申請者の三井化学株式会社及び三菱化学グループの三社（三菱化学株式会社、日本ユニペット株式会社及び越前ポリマー株式会社）は、本邦において調査対象貨物と同種の貨物を生産及び販売している者であり、平成二十七年度における当該同種の貨物の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は五十六・八パーセントから八十一・一パーセントの間である。

(二)　不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

イ　正常価格については、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における調査対象貨物と同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

ロ　本邦向け輸出価格については、中国の輸出貿易統計における輸出通関価格から輸出諸掛り及び輸出国内輸送費を控除して算出した価格

ハ　イ及びロにより、中国からの調査対象貨物に係る平成二十七年度の不当廉売差額率（不当廉売差額を本邦向け輸出価格で除したものをいう。）を算出すると、二十・〇七パーセントから三十八・五四パーセントの間となる。

(三)　不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

イ　不当廉売された調査対象貨物について、中国からの輸入量は平成二十五年度には二十五万四千四十トンであったが、平成二十七年度には三十六万四千二百六十トンに増加しており、平成二十五年度から平成二十七年度にかけて国内需要量に占める中国からの輸入量の割合は拡大した。

ロ　平成二十五年度から平成二十七年度にかけて、中国からの不当廉売された調査対象貨物の国内販売価格は、本邦の当該調査対象貨物と同種の貨物の国内販売価格を下回っており、当該同種の貨物の国内需要量に占める割合は減少した。

八　令第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、令第十二条第一項の規定による対質の申出、令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

(一)　証拠の提出及び証言についての期限　平成二十九年一月三十日

(二)　証拠等の閲覧についての期限　調査終了の日

(三)　対質の申出についての期限　平成二十九年二月二十八日

(四)　意見の表明についての期限　平成二十九年三月三十日

(五)　情報の提供についての期限　平成二十九年二月二十八日

なお、これらの手続のほか、供給者及び本邦企業の実態調査（現地調査を含む。）を行う予定である。

九　その他参考となるべき事項

(一)　本件について、令第二条第三項の規定において中国を原産地とする調査対象貨物の生産者が明確に示すこととされている特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるものとする。

イ　価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該調査対象貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。ニにおいて同じ。）の重大な介入がない事実

ロ　主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実

ハ　労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実

ニ　生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実

ホ　会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

(二)　証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供の宛先

東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　財務省関税局関税課特殊関税調査室

(三)　その他　本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらの原文が日本語以外の言語によるものである場合は、日本語の翻訳文に加え当該原文を添付するものとする。

○文部科学省告示第百三十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十一条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる無形文化財を重要無形文化財に指定し、同表の下欄に掲げる者を当該重要無形文化財の保持者として認定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年九月三十日

文部科学大臣　松野　博一

上欄	下欄	
無形文化財	保持者	
名称	氏名	芸名・雅号	生年月日	住所
芸能の部				
琵琶	奥村　和美	奥村　旭翠	昭和二十六年三月十八日	大阪府藤井寺市春日丘一―九―三一

○文部科学省告示第百三十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十一条第四項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要無形文化財について、同表の下欄に掲げる者を当該重要無形文化財の保持者として追加認定したので告示する。

平成二十八年九月三十日

文部科学大臣　松野　博一